

住民税の申告をお忘れなく

ことしも市民税、県民税の申告時期がまいりました。

この申告は、市民税・県民税の課税資料ならびに所得証明納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をして下さい。

申告書の提出期限は三月十五日までですが、市税務課ではつぎの日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。

○申告をしていただく方
昭和五十八年一月一日現在都留市内に住民登録のあるかた、または実際に市内に居住しているかたで、つぎに該当するかたは、昭和五十七年中の所得を申告して下さい。

1. 事業所得（営業、農業、その他の事業） 配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等のあつた人
2. 給与所得のほかにも所得のある人や、給与を二カ所以上から受けている人
3. 給与所得のみのかたで、つぎに該当する人

(ア) 勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人

(イ) 雑損控除、医療費控除を受けられる人

4. 昭和五十七年中に退職した人

5. その他所得のある人で、所得税の確定申告をする必要のない人

6. 都留市内に住所がなく、家屋敷、店舗、事務所、事業所等を有する人

○申告をお持ちいただくもの
1. 印鑑・ハガキ（相談日をご通知したハガキ）

2. 昭和五十七年中（二月一日から十二月三十一日）の所得のわかるもの

(イ) 給与所得者は給与支払報告書（すでに市へ提出している者は除く）、または事業主の証明書（大工、左官、とび職等に従事する職人で、賃金を受けている人は、日給、一カ月に働く日数、平均月収額、年間所得額）

(ロ) 営業所得者、不動産所得者等は、収支のわかる帳簿等
農業の場合は実際に耕

作した田・畑の作付面積、收穫量、養鶏・養豚は頭羽数、養蚕は掃きたて数量
(ウ) 生命保険料の領収書または証明書
(エ) 医療費の領収書、保険などで補てんされる金額
(オ) 学生は学生証か在学証明書

申告相談日程表

時間：9時30分～4時

地区	会場	月日	対象地区
盛里	与總管農指導センター 盛里公民館	2月16日(水)	日影、日向、上手 馬場、神門、久保、曾雄、大平
宝	旧宝小平栗分校 上大幡青年会館 宝公民館	2月17日(木) 2月17日(木) 2月18日(金)	厚原、平栗、加畑 上大幡、高畑 金井、中津森、下大幡
禾生	田野倉公民館 小形山集会所 四日市場公民館	2月21日(月) 2月21日(月) 2月22日(火)	小形山、大原 月見ヶ丘、四日市場 古川渡、井倉、川茂
東桂	市役所大会議室 十日市場公民館 境公民館 鹿留公民館	2月25日(土) 3月1日(火) 3月1日(火) 3月2日(水)	所得税市受付対象者 税務署出張申告相談 十日市場 境 古渡、沖、宮下
三吉	農村環境改善センター 玉川公民館	3月4日(金) 3月7日(月)	上夏狩、下夏狩 桂町、蒼竜峽 三吉地区全域
田原・上谷	市役所大会議室	3月8日(火)	田原一丁目、田原四丁目、上谷一丁目、上谷二丁目
開地	文大附属小学校	3月9日(水)	開地地区全域
上谷・川棚	市役所大会議室	3月10日(木)	上谷三丁目、上谷六丁目、川棚、上谷
下谷	市役所大会議室	3月11日(金)	中央一丁目、中央四丁目、つる一丁目、つる二丁目
市内全地区	市役所大会議室	3月14日(月)	つる三丁目、つる五丁目、下谷一丁目、下谷四丁目、羽根子、下谷
市役所大会議室	市役所大会議室	3月15日(火)	地区の指定日に相談を受けなかった方

昭和57年分
贈与税の申告と
納税は

2月1日～3月15日
◎昨年中に財産の贈与を受けた方へ

昨年中に六十万円をこえる贈与を受けた方は、住所地の税務署へ贈与税の申告と納税をする必要があります。贈与税については、財産の評価などむずかしい点もありますので、大月税務署（☎〇五五四二）（三二五二）へご相談下さい。